

小田原市商業者等の地域貢献に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市商業者等の地域貢献に関する条例（平成24年小田原市条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域貢献事業計画書の提出)

第2条 条例第10条第1項の地域貢献事業計画は、地域貢献事業計画書（様式第1号）により提出するものとする。

(地域貢献事業変更計画書の提出)

第3条 条例第10条第2項の変更後の地域貢献事業計画は、地域貢献事業変更計画書（様式第2号）により提出するものとする。

(地域貢献事業実施報告書の提出)

第4条 条例第10条第3項の地域貢献事業の実施状況は、地域貢献事業実施報告書（様式第3号）により報告するものとする。

2 前項の規定による報告をするときは、地域貢献事業実施報告書に、実施した事業の内容がわかる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(公表の方法)

第5条 条例第10条第4項の規則で定める方法は、次のいずれかに掲げる方法とする。

- (1) 市の広報紙に掲載する方法
- (2) 小田原市行政情報センターにおいて閲覧に供する方法
- (3) インターネットを利用して閲覧に供する方法

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。